

知財法務の勘所Q & A（第79回）

欧州委員会による標準必須特許に関する規則案及び特許の強制実施権に関する規則案について

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
弁護士 後藤 未来
弁理士 市川 祐輔

Q1 欧州委員会における標準必須特許に関する規則案、特許の強制実施権に関する規則案の概要を教えてください。

A1 標準必須特許（Standard Essential Patent、以下「SEP」）に関する規則案（以下「本SEP規則案」）、及び特許の強制実施権に関する規則案（以下「本強制実施権規則案」）は、欧州委員会（European Commission）によって、2023年4月27日に提案されたものです¹。この提案は、2023年6月1日から開始した統一特許裁判所制度を補完するものと位置づけられています。これらの規則案が実際に発効するためには、欧州議会や理事会において審議・採択等の手続きを経る必要があります、本稿執筆時点では未発効です²。

SEPは、主に通信技術（例えば、LTE、5G、Wi-Fi、Bluetooth、NEF）やデータ圧縮等の技術分野において策定された規格を実施するのに必須の特許です。それらの規格に準拠して製品を製造・販売等する実装者と、当該規格のSEPの特許権者の間では、かねてよりライセンス条件等を巡る紛争が頻発しています。本SEP規則案³は、そうした状況を踏まえ、SEPの権利者と実装者の間におけるSEPに関する情報の透明性の向上や効率的な交渉の促進等を目的とし、以下の内容を含むものです。

| |
|--|
| ① 各規格に関するSEPのアグリゲートロイヤリティの公表 |
| ② EUIPO（欧州連合知的財産庁）によって管理されるデータベースへのSEP等の登録 |
| ③ SEPの必須性の検証と結果の公表 |
| ④ FRAND条件に関する調停手続き |

1 https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_23_2454

2 [https://oeil.secure.europarl.europa.eu/oeil/popups/ficheprocedure.do?lang=en&reference=2023/0133\(OLP\)](https://oeil.secure.europarl.europa.eu/oeil/popups/ficheprocedure.do?lang=en&reference=2023/0133(OLP))

[https://oeil.secure.europarl.europa.eu/oeil/popups/ficheprocedure.do?lang=en&reference=2023/0129\(OLP\)](https://oeil.secure.europarl.europa.eu/oeil/popups/ficheprocedure.do?lang=en&reference=2023/0129(OLP))

3 https://single-market-economy.ec.europa.eu/system/files/2023-04/COM_2023_232_1_EN_ACT_part1_v13.pdf